

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 20 日

久慈市長 遠 藤 譲 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
山形町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 20 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数 68 経営体
法人 1 経営体
個人 61 経営体
集落営農（任意組織） 6 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 将来の農地利用のあり方
 - ・ 担い手に集積・集約化する。
 - ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
 - ・ 耕作放棄地を解消する。
6. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 他産地との差別化を図るため、生産過程を見直す。
 - ・ 新規就農者への積極的な勧誘と、就農後の技術指導を行う。
 - ・ 未使用農地及び耕作放棄地の利用促進に向けた農地整備及び斡旋を行う。
 - ・ 生産基盤の整備により生産量の増加を図る。
 - ・ 農家相互の連携図り、作業等営農効率の向上を目指す。